

おもいやり駐車場 整備・管理のための手引き



～ 施設整備・管理者向け ～

目次

1	おもいやり駐車場について	p 1
2	各種手続きについて(記入例あり)	p 3
3	整備事例	p 8
4	維持管理について(質疑応答集あり)	p10

■ 参考

「三重おもいやり駐車場利用証制度実施要綱」	p13
「おもいやり駐車場取扱要領」	p15
「車いす使用者用区画」の規定について	p18

■ 様式

「おもいやり駐車場登録届出書」	
「おもいやり駐車場必要物品調査票」	
「おもいやり駐車場登録変更届出書」	
管理用啓発チラシ	

問い合わせ先

三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課
施設整備・ユニバーサルデザイン班

〒514-8570
津市広明町 13 番地
TEL 059-224-3349 FAX 059-224-2270
E-mail ud@pref.mie.lg.jp

1. おもいやり駐車場について

(1) 「おもいやり駐車場利用証制度」とは

身体に障がいのある方や、妊産婦・けが人などで歩行が困難な方の外出を支援するため、各施設に「おもいやり駐車場」を設置いただき、必要な方に利用証を交付する制度です。

(2) 「おもいやり駐車場」とは

「おもいやり駐車場」として、届出し、登録した駐車区画のことです。

登録できる区画は、「車いす使用者用区画」および「位置・構造が、歩行が困難な方の利用に適した区画」で、登録後にシンボルマークを、表示する必要があります。

「車いす使用者用区画」は、車いすの方が利用しやすいよう整備されていますので、重ねて「おもいやり駐車場」として登録できます。

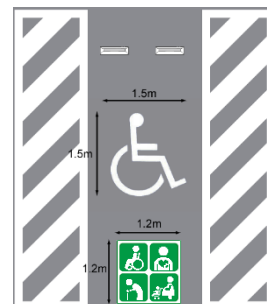
おもいやり駐車場の利用者が増えていることから、「車いす使用者用区画」だけではなく、一般の区画も、「おもいやり駐車場」としてご登録をお願いします。

※法律や条例により「車いす使用者用区画」が必要な場合がありますので、「車いすマーク」は消さないでください。

シンボルマーク



両方を兼ねた区画の例



登録できる区画

車いす使用者用区画

および

位置・構造が、歩行が困難な方の
利用に適した区画

- 幅が3.5m以上、かつ



車いすマークを表示した区画

- 幅が2.5m程度で
建物出入口に近い区画




(3) シンボルマークの表示について

次の物品につきましては、無償提供します。
路面シートについては、データのみの提供となります。


無償提供物品

●ステッカー
(A2 縦、A3 縦)




A3 縦型 (426*297)
A2 縦型 (594*426)

●ステッカー
(A3 横)




A3 横型 (297*426)

●ステッカー
(コントロップ用)




(250*250)


●ステッカー
(カラーコーン用)




●コーン用立体表示カバー
(カラーコーンは除く)
※シンボルマークは改定前のシンボルマークとなります



●路面シートデータ
(大)1.5m 角



(小)たて 60 cm
×横 80 cm



(4) 「おもいやり駐車場」周辺の整備について

駐車場の整備が万全であっても、出入口に段差があり車いすで通過できない、通路が狭くて通行できない等の状況では、車いす使用者等への利便性の向上にはつながりませんので、その他の施設面でのバリアフリー対応についてもできるだけ整備することが望まれます。

2. 各種手続きについて

新規登録の場合

- 「登録届出書」の作成・提出
「おもいやり駐車場登録届出書」を作成し、提出してください。
(電子申請、メール、FAX 等)



- 「登録通知書」を送付します。
登録内容をお知らせします。

「おもいやり駐車場」の登録を行い、県ホームページで公表します。

表示用物品を希望する場合

- 「物品調査票」の作成・提出
駐車場(施設)ごとに「おもいやり駐車場必要物品調査票」を作成し、提出してください。※在庫状況により、ご希望に添えない場合もございます。

(電子申請、メール、FAX 等)



- 「おもいやり駐車場」の整備
後日、物品をお渡ししますので、シンボルマークを表示してください。

登録内容を変更する場合

- 「変更届出書」の作成・提出
施設の名称や所在地、区画数を変更する場合は、「おもいやり駐車場登録内容変更届出書」を作成し、提出してください。
(電子申請、メール、FAX 等)

登録内容の変更について、県ホームページへ反映します。

登録を取り消す場合

- 「変更届出書」の作成・提出
施設を廃止するなどして、駐車区画をなくす場合は、「おもいやり駐車場登録内容変更届出書」を作成し、提出してください。
(電子申請、メール、FAX 等)

駐車区画に表示してある物品の返却は不要です。

登録を取り消し、県ホームページへ反映します。

電子申請はこちら

<https://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/70426012527.htm>



✓ 記入例 「おもいやり駐車場登録届出書」(表面)

様式第1号 (第3条関係)

おもいやり駐車場登録届出書

令和 5 年 12 月 1 日

三重県知事 あて

届 出 者	郵便番号	〒123-4567
	主たる事務所又は事業所の所在地又は住所	三重県津市広明町13
	名称又は氏名	株式会社 三重商事
	代表者の氏名(法人、団体の場合) <small>ふりがな</small>	代表取締役 <small>みえ たろう</small> 三重 太郎
担当者の氏名・連絡先等	担当部署名 <small>ふりがな</small> 氏名	総務部管財課 <small>かんざい いちろう</small> 管財 一郎 123-456-7890
	電話番号	

事業者等及びご担当者の情報をご記入ください。

三重おもいやり駐車場利用証制度実施要綱第3条第1項の規定により、下記の1のとおり、おもいやり駐車場の登録を届け出るとともに、2に掲げる事項について協力します。

記

1 登録を届け出る駐車場

No.	施設	車いす使用者用駐車区画数 (幅3.5m以上)	左記以外の届出駐車区画数 (幅3.5m未満)
1	名称	5	2
	所在地		
	用途		
	HPアドレス		
2	名称	10	4
	所在地		
	用途		
	HPアドレス		
3	名称		
	所在地		
	用途		
	HPアドレス		

事業者等が管理する施設ごとに、名称・所在地等をご記入ください。

「おもいやり駐車場」として登録する区画数をご記入ください。

※「名称」の欄は、店舗名など施設の名称を記載してください。
 ※「用途」の欄は、ショッピングセンター、病院、ホテルなど、施設の用途を記載してください。
 ※ 県のホームページ等において、ここに記載された内容を紹介させていただきます。
 ※ 「HPアドレス」の欄は、県ホームページ上にリンクを設定しますので、店舗等のHPアドレスを記載してください。

2 協力事項

- 1 県から配付する案内標識等を掲示します。
- 2 おもいやり駐車場に利用証を掲示せずに駐車している車両に対し、適切な指導を行います。
- 3 おもいやり駐車場に物を置いたりしないよう適正に管理します。

✓ 記入例 「おもいやり駐車場登録届出書」(裏面)

略平面図等
(配置図)

建物出入口とおもいやり駐車場(区画)の概ね位置関係が分かる図、写真等を添付してください。

※ 既存の図面を添付いただいても構いません。

建物出入口

駐車場(13台)

おもいやり駐車場

道路

建物出入口と、おもいやり駐車場の位置関係のみわかれば、駐車場全体の図は必要ありません。

※ 登録施設が複数ある場合は、それぞれ作成をお願いします。

✓ 記入例 「おもいやり駐車場必要物品調査票」

第2号様式 (第5条関係)			
おもいやり駐車場必要物品調査票			
※ お手数ですが、この調査票は施設ごと（駐車場ごと）に作成願います。 (太枠内のみご記入ください。)			
			令和 5 年 12 月 1 日
ご提出いただいた「おもいやり駐車場登録届出書」の情報			
届出者の 名称又は氏名	株式会社 三重商事		
届出いただいた駐車場の情報			
施設名称	三重ショッピングセンター	※ 登録施設が複数ある場合は、 それぞれ作成をお願いします。	
配布を希望 される物品	物品名	配布希望数	配布決定数
	屋外用ステッカー (A3版縦)	4	
	〃 (A3版横)		
	〃 (A2版縦)		
	〃 (カラーコーン貼付用)	7	
	〃 (250mm角)		
	カラーコーンカバー		
	ピクトサインデータ (JPEGデータ)	<input checked="" type="checkbox"/> 希望 <input type="checkbox"/> 不要	
物品の納付方法・連絡等	納品先	<input type="checkbox"/> 「おもいやり駐車場登録届出書」の届出者「所在地又は住所」欄記載と同じ <input checked="" type="checkbox"/> その他	
		郵便番号	〒
		所在地又は住所	既に登録済みの施設で、物品請求のみ行う場合は、納品先の記入をお願いします。 後日、県の担当者からご連絡させていただきます。
		担当者氏名	
		電話番号	
		FAX番号	
		メール	
※ 県担当者から提供物品の種類・数量及び納品方法等についてご連絡させていただきます。			

施設ごとに、配布を希望する物品の数をご記入ください。

路面シートを作成する場合、チェックしてください。

✓ 記入例 「おもいやり駐車場登録内容変更届出書」

FAX 地域福祉課ユニバーサルデザイン班あて 059-224-3085

おもいやり駐車場 登録内容変更届出書

「おもいやり駐車場」として県に登録されている情報のうち、次の内容について変更したので（したいので）連絡します。

令和 5 年 12 月 1 日

届出者

所在地 〒	123-4567 三重県津市広明町 13
名称又は氏名	株式会社 三重商事
代表者の氏名 (法人、団体の場合)	代表取締役 三重 太郎
電話番号	123-456-789
メールアドレス	123@mie.co.jp

施設名称 三重ショッピングセンター

該当する項目の口をチェックを入れ、空欄には直接ご記入いただき、FAX（059-224-3085）、電子メール(ud@pref.mie.lg.jp)または郵送で送付願います。

登録内容の変更

施設名称の変更

変更の場合は、こちらにチェックを入れ、該当する部分の内容について記入してください。

〔 旧 : 〕

↓

〔 新 : 〕

所在地の変更

〔 旧 : 〕

↓

〔 新 : 〕

おもいやり駐車場数の変更

〔 旧 : 3.5m以上の車いす区画数 : 2 区画、3.5m未満の区画数 : 5 区画 〕

↓

〔 新 : 3.5m以上の車いす区画数 : 0 区画、3.5m未満の区画数 : 5 区画 〕

登録の取り消し（登録データの削除）

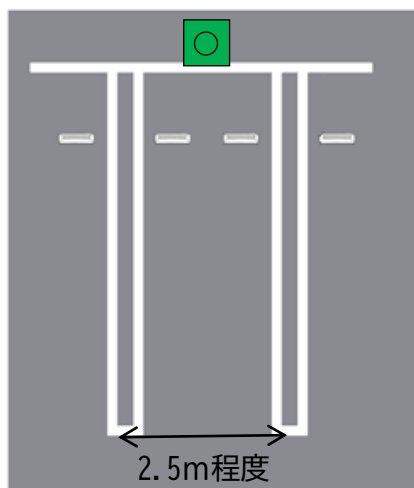
取消の場合は、こちらにチェックを入れてください。

3. 整備事例

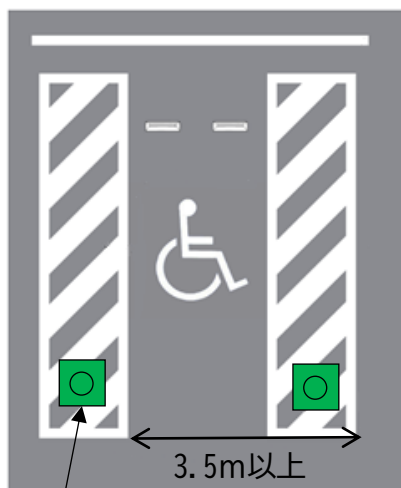
(1) カラーコーンやスタンドプレートによる表示例

カラーコーン等をご準備ください。ステッカー等については、県に請求し表示を行ってください。駐車場の邪魔にならない位置に、コーン等を設置してください。

【一般区画】



【車いす使用者用区画】



コーン等

【事例写真】

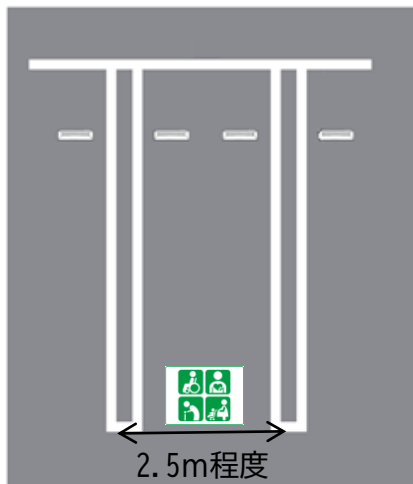


(2) 路面シートによる表示例

視認性が高く、強風で飛ばされる心配がありませんので、おすすめの方法ですが、プライマー塗布ののち、ガスバーナーで加熱しなければならないため、道路維持保全業者等に施工を依頼する必要があります。

県からデータを提供しますので、各施設において作成・貼付をお願いします。

【一般区画】



【車いす使用者用区画】



【事例写真】



路面シート（小）は、たて60センチ×横80センチで、路面シート（大）は、1.5m角です。

耐久性のある溶融式がおすすめです。

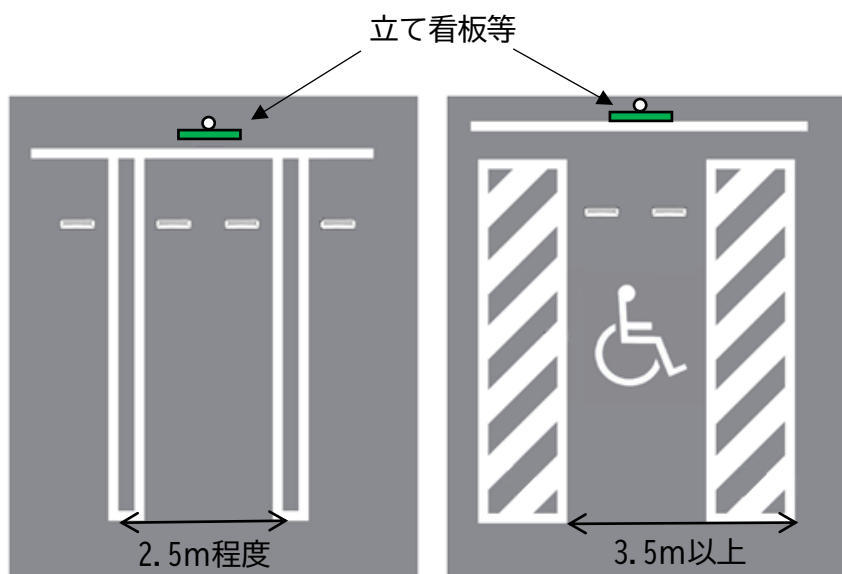
(3) 立て看板・柱・壁等への表示

立て看板や近くの柱や壁面に、おもいやり駐車場であることを示すステッカーを掲示します。

【一般区画】

【車いす使用者用区画】

【事例写真】



4. 維持管理について

おもいやり駐車場登録後、表示をしていただきましたら、運用開始です。
次の点に留意し、維持管理を行ってください。Q&Aも参考にして下さい。

留意事項

● シンボルマークがわかるようにしてください。

経年劣化等で、表示が薄くなったり、コーン等の破損により表示がわかりにくくなった場合は、更新してください。

(ステッカー、コーンカバーは、県家庭福祉・施設整備課へ請求してください。)

● 届出内容に変更があった場合は、変更届を提出してください。

施設の名称や区画数の変更がある場合は、県家庭福祉・施設整備課へ変更届を提出してください。

● 適正利用にご協力をお願いします。

おもいやり駐車場を常時監視する必要はありませんが、利用証を掲示せずに駐車している車をみかけた場合には、可能な範囲で啓発チラシをワイパー部分に挟み込むなどの対応をお願いします。(トラブル回避のため、無人時をお願いします。)

● 動線の確保にご協力をお願いします。

おもいやり駐車場から施設の出入口までの通路が、物や人でふさがれないように日頃からご配慮いただくとともに、ふさがれている場合は解消に努めていただくようご協力願います。

Q&A

Q1 「おもいやり駐車場」を利用できるのは、利用証を持っている者だけですか。

「おもいやり駐車場」を利用するときは、以下のいずれかを掲示します。

- ① 三重県が発行した「三重おもいやり駐車場利用証」
- ② 同様の制度を導入している府県が発行した「駐車場利用証」

(名称やマークは、各府県で異なります。)

- ※ 三重県公安委員会が発行した「駐車禁止除外指定車標章」は利用できません。





Q2 車いすマークの区画もありますが、利用証の掲示は必要ですか。

車いすマークは、車いすをご利用されるなど障がい者の方が利用できるよう整備した施設に掲げることができる国際シンボルマークです。

障がい者の方などを優先として整備されており、必要とする方が停める区画のため、「おもいやり駐車場利用証」を掲示して停める区画ではありません。

なお、車いすマークのある区画を、「おもいやり駐車場」と兼ねている場合は、利用証を掲示の上、駐車することがルールです。

参考：車いすマークの区画とおもいやり駐車場の違い

車いすマークの区画 	おもいやり駐車場 
<p>車いすマークは、「障がい者が利用できるように整備された施設」であることを示す国際シンボルマークです。</p> <p>整備されている施設を示すマークであり、利用者を定めているわけではありません。</p> <p>区画幅を広くし、建物入口近くに設置してありますので、車いす使用者等障がい者の方が優先的に利用できます。</p>	<p>歩行が困難な方の外出を支援するため、駐車区画の利用できる方を明らかにし、マークと利用ルールを定めた制度です。</p> <p>車いすマークと兼ねた区画とそれ以外の区画があります。</p> <p>駐車区画に停める場合は、県が交付した利用証を掲示して、適正な利用であることを示します。</p>

Q3 駐車区画に利用証のない車(無人)が停まっている場合、どう対応したらよいか。

この制度は、法律に基づくような強制力のある制度ではないため、利用者のモラルに頼らざるを得ない部分があります。

この場合、利用者みなさまに理解を深めていただくため、可能な範囲で、啓発チラシをワイパーに挟み込むなどしてください。

利用証を持っていないだけで、歩行が困難な方が利用されていても、区画に停車し、利用者の方が車を離れると、利用証が掲示されていない車だけが残ることとなり、不適正利用と区別することができません。

そのため、おもいやり駐車場に停める場合は利用証が必要であり、必要な方は申請するようご案内してください。

※啓発チラシをワイパーに挟み込む場合、利用証を持たない車いすの方のお車である可能性もあるので、車いす使用者の目線で認識しやすく、かつ、運転席側で容易に手の届く範囲としてください。

Q4 駐車区画に利用証のない車(有人)が停まっている場合、どう対応したらよいか。

基本的に、無人となった時点で、啓発チラシをワイパーに挟み込むなどしてください。

Q3と同様の対応になります。

Q5 利用証を持っているが、既に車が停まっていて利用できなかったことに対する苦情について、どう対処すればいいでしょうか。

駐車区画が満車で、本人が運転する場合、一時的にお待ちいただくこととなります。

介助者が運転する場合は状況に応じて、利用証をお持ちの方の乗降が済み次第自動車を一般駐車場に駐車することも可能とは思われますが、このような状況が、頻繁に発生する場合には、

① 不適正利用抑制のため啓発チラシを使用

② 「おもいやり駐車場」の増設

などの対応をご検討いただけないかと考えています。

参考までに、利用証を申請いただく際に、

『私は、「おもいやり駐車場」が満車の場合には、利用証を持っていても駐車できないことがあることを理解します。』に同意いただくこととしています。また、利用証の裏面には『満車の場合には、利用証をお持ちであっても駐車できないことがありますのでご了承ください。』と記載しています。

Q6 不適正利用の車を見た人からの通報及び、苦情に対する対応は、どうすればよいか。

まず、善意による通報に対しましては、謝意をお伝えいただき、その後、速やかに、啓発チラシをワイパーに挟み込むなどの対応をお願いします。

※制度等に関する苦情は、三重県にお問い合わせいただくようご案内ください。

Q7 有効期限が過ぎている利用証を見つけた場合、どうすればいいですか。

無人時に、啓発チラシをワイパーに挟み込むなどしてください。チラシにより更新申請等の手続きや、利用証の返却を促したいと考えています。

Q8 利用証の落とし物があった場合、どうすればいいですか。

三重県家庭福祉・施設整備課へご連絡をお願いします。県から、持ち主の方へ、施設へ取りに行ってくださいように連絡をします。

参考：「三重おもいやり駐車場利用証制度実施要綱」

(趣旨)

第1条 この要綱は、歩行が困難な方の外出を支援し、社会参加を促進するため、車いす使用者用駐車区画等を利用できる方を明確にするとともに、当該区画を利用できる方に利用証を交付する三重おもいやり駐車場利用証制度（以下「利用証制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 車いす使用者用駐車区画 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第17条第1項に規定する車いす使用者用駐車施設をいう。

(2) おもいやり駐車場 駐車場の設置者又は管理者（以下「施設管理者」という。）の届出に基づき、県が第3条第3項の規定により登録を行った歩行が困難な方のための駐車区画をいう。

(駐車場の登録等)

第3条 施設管理者は、利用証制度に協力しようとするときは、県におもいやり駐車場登録届出書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項において施設管理者が登録を届け出る駐車場は、次の各号のいずれかに該当する駐車区画とする。

(1) 車いす使用者用駐車区画

(2) 思いやり駐車区画の設置等に関する要綱（平成21年4月1日）第3条の規定に基づき設置された思いやり駐車区画

(3) 前2号に掲げる以外のもので、位置及び構造が、歩行が困難な者の利用に適した駐車区画

3 県は、前項の届出書が提出されたときは、届出書に記載された駐車場をおもいやり駐車場として登録を行うものとする。

(利用証の交付対象者の範囲)

第4条 三重おもいやり駐車場利用証（様式第2号。以下「利用証」という。）の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、歩行が困難であって、別表第1に掲げる区分ごとに定める交付要件に適合する者とする。

(1) 障がい者

(2) 要介護高齢者等

(3) 難病患者

(4) 妊産婦等

(5) けが人

(6) 前各号に掲げる者のほか、歩行が困難であるために、特別な配慮が必要と認められる者

(利用証の交付申請)

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、三重おもいやり駐車場利用証交付申請書（様式第3号）により、県に申請をするものとする。

ただし、利用証の交付事務に協力する市町においては、利用証の交付を当該市町に申請することができるものとする。

2 前項の規定により申請をする者（以下「申請者」という。）は、当該申請の時に、別表第2に掲げる区分ごとに定める提示すべき確認書類等を提示しなければならない。

(利用証の交付)

第6条 県は、申請者が交付対象者であると認めたときは、申請者に対して利用証を交付するものとする。

ただし、利用証の交付事務に協力する市町においては、申請者が交付対象者であると認めたときは、申請者に対して利用証を交付することができるものとする。

2 利用証の有効期間は、別表第1に掲げる区分ごとに定める有効期間とする。

(利用証の使用)

第7条 利用証の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、おもいやり駐車場を利用するときは、利用証を車両前部の外側から容易に識別することができる位置に掲示しなければならない。

2 第4条第4号に規定する妊産婦等に交付された利用証は、有効期間中に生後2年未満の乳幼児(ただし、多胎児妊娠の場合は生後3年未満の乳幼児)を同乗させる場合に限り、母親以外の者も使用できるものとする。

なお、妊産婦のみでの使用は、産後6か月までとする。

(利用証の再交付申請)

第8条 利用者は、利用証の紛失、破損等により利用証の再交付を受けようとするときは、三重おもいやり駐車場利用証再交付申請書(様式第4号)により、県に申請をするものとする。

ただし、利用証の交付事務に協力する市町においては、利用証の再交付を当該市町に申請することができるものとする。

(利用証の再交付)

第9条 県は、申請者が交付対象者であると認めたときは、申請者に対して利用証を再交付するものとする。

ただし、利用証の交付事務に協力する市町においては、申請者が交付対象者であると認めたときは、申請者に対して利用証を交付することができるものとする。

(利用証の返却)

第10条 利用者は、利用証の有効期間が満了し、又は利用証を使用する必要がなくなったときは、利用証を速やかに利用証交付窓口に返却するものとする。

2 県は、利用者が次の各号のいずれかの場合に該当するに至ったときは、当該利用者に対して利用証の返却を求めるものとする。

(1) 第4条に規定する交付対象者でなくなった場合

(2) 利用証を他人に貸与し、使用させ、又は譲渡した場合(第7条第2項に規定する場合を除く。)

(3) 利用証を重複して取得した場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、利用証制度の運用に支障を生じさせた場合

(他の制度等との調整)

第11条 次に掲げる駐車場利用証又は標章のいずれかの交付を受けている者は、おもいやり駐車場を利用することができる。

(1) 「身体障害者等用駐車場の適正利用を図るための制度に基づく利用証の相互利用に関する合意確認書」により相互利用を認めた他の地方公共団体が発行する駐車場利用証

(2) 三重県道路交通法施行細則(昭和43年12月27日三重県公安委員会規則第3号)第6条第2号ソに規定する標章

2 施設管理者は、前項の他の地方公共団体が発行する駐車場利用証又は標章が利用証と同一の効力を有するものとして取り扱うものとする。ただし、前項第2号に規定する標章にあっては、利用証と同一の効力を有する期間を平成25年9月30日までとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

2 思いやり駐車区画の設置等に関する要綱（平成21年4月1日）は、平成24年9月30日をもって廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

2 第4条第4号に規定する妊産婦等の有効期間の変更により、必要な事務処理等に関する経過措置については、別途規定を定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 第4条第4号に規定する妊産婦等の有効期間の変更により、必要な事務処理等に関する経過措置については、別途規定を定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、様式第2号に定める利用証に、この改正による前に規定されていたマーク（参考様式）の表示された利用証は、同条に規定する利用証と同じものとみなす。

参考：「三重おもいやり駐車場取扱要領」

(趣旨)

第1条 この要領は、三重おもいやり駐車場利用証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき登録を行ったおもいやり駐車場の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。



- (1) おもいやり駐車場 要綱第2条第2号に規定する駐車場
- (2) 施設管理者 要綱第2条第2号に規定する施設管理者
- (3) 利用者 要綱第7条第1項に規定する利用者

(標識等)

第3条 おもいやり駐車場には、原則として当該対象の駐車区画ごとに、第1号様式に定めるマークが表示された標識等を設置するものとする。ただし、一の標識等で、隣接する複数の区画がおもいやり駐車場であることが外見上明らかな場合においてはこの限りでない。

2 前項の標識等は、運転者から見やすく、かつ、自動車の通行及び駐車並びに歩行者の通行等に支障にならない位置に、適切な方法で設置するものとする。

(物品の提供等)

第4条 県は、施設管理者に対し、前条第1項に規定するマークに係る電子情報又は標識等に使用する物品を予算の範囲内において配布することができるものとする。

2 前項の規定に基づきおもいやり駐車場の整備に必要となる物品の提供を受けたい施設管理者は、おもいやり駐車場必要物品調査票（第2号様式）を県に提出するものとする。

3 県は、前項の調査票が提出された場合は、当該内容を確認のうえ、配布物品を決定し、施設管理者に送付するものとする。

4 施設管理者は、送付された物品を適切に管理、使用し、効果的な表示に努めるものとする。

(おもいやり駐車場の管理)

第5条 施設管理者は、おもいやり駐車場の適正利用の推進のため、要綱第4条及び第10条第1項第1号に規定する利用証又は要綱第10条第1項第2号に規定する標章の掲示のない駐車を発見した際には利用証の取得又は適正利用を促すなどの必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 県は、前項の措置に必要な情報の提供等、施設管理者に対して必要な支援を行うものとする。

附則

1 この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成27年1月14日から施行する。

附則

1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和5年12月1日から施行する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、要綱第3条第2項第2号に規定する思いやり駐車場区画のマーク及びこの改正による前に第1号様式に規定されていたマーク（参考様式）が表示された標識等は、第3条1項に規定する標識等と同じものとみなす。



第1号様式



(参考)カラー設定

● H:	138	°		
○ S:	89	%		
○ B:	54	%		
○ R:	14		○ C:	96 %
○ G:	139		○ M:	1 %
○ B:	54		○ Y:	99 %
#	E8B36		○ K:	0 %

※ 数値は比率のみを示し、大きさは任意とする。

※ カラーは右欄を参考とする。

参考様式

思いやり駐車区画のマーク（平成24年9月30日廃止）



平成24年9月1日から令和5年11月30日までの第1号様式のマーク



参考：「車いす使用者用区画」の規定について

バリアフリー法(※1)や UD 条例(※2)では、車いす使用者用の駐車区画についての規定があります。

(※1) バリアフリー法とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）のことをいいます。

(※2) UD 条例とは、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成 11 年 3 月 19 日 三重県条例第 2 号）のことをいいます。

○バリアフリー法施行令（抜粋）

（駐車場）

第 17 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

（※駐車場から建築物出入口（利用居室）までの距離のこと。）

（標識）

第 19 条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

○UD 条例施行規則（抜粋）

7 駐車場

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する自動車の駐車場を設ける場合において、1 以上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（用途面積が 2,000 平方メートル未満の公共的施設に自動車の駐車のために供する区画が 30 台未満の駐車場を設ける場合にあっては、次のイからハまでに定める構造）とすること。

イ 建築物の出入口に最も近い位置に設けること。

ロ 区画の幅は、350 センチメートル以上とすること。

ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。

ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。

ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を表示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。

ヘ 車いす使用者用駐車区画には、必要に応じて、降雨等の影響を小さくするひさし又は屋根を設けること。

【法律や条例による標準的な整備内容】

建築物の出入口が最も近い位置にある

平坦で水はけが良い仕上げ



3.5m 以上



車いすマークの表示と案内看板



屋根付きが望ましい



車寄せがあると望ましい

【整備区画の目安について】

「おもいやり駐車場」を整備していただくにあたって、何台分を割り当てれば良いか、検討いただく際に、一つの目安として、バリアフリー法の移動等円滑化誘導基準の規定をご紹介します。

駐車場の全区画数	誘導基準	対象区画のパターン
1～50台	1区画	<p>幅3.5m未満の通常の区画</p> <p>幅3.5m以上の車いす区画</p>
51～100台	2区画	<p>又は</p>
101～150台	3区画	<p>又は</p> <p>又は</p>
151～200台	4区画	<p>又は……</p>
201～300台	5区画	<p>又は……</p>
301～400台	6区画	<p>又は……</p>